

税の納期限
固定資産税第2期
国民健康保険税第1期
7月31日
まで

7月の休館日

市立鷹巣図書館 鷹巣 ☎62-3311
市立森吉図書館 森吉 ☎72-3192

2、9、16、20、21、23、30日

開館時間 9:00~17:00 ※鷹巣図書館のみ
6月~9月の間は月・火・木・金が18:00まで
上杉あいターミナル ☎78-9290

5、6、12、13、19、20、21、26、27日

開館時間 9:00~17:00

ひまわりの家 ☎78-4025

7、14、22、28日

開館時間 8:30~19:00

夜間当番医(夜間診療)日程表

(診療時間 午後6:30~9:00)

日	曜	医 療 機 関 名	電話番号
1	火	盛岡外科学医院	62-1101
2	水	佐々木産婦人科医院	63-0105
3	木	近藤医院	62-1155
4	金	北秋中央病院	62-1455
5	土	津谷内科	62-2261
6	日	遠藤クリニック	63-0515
7	月	たむら内科クリニック	63-2700
8	火	毛利整形外科クリニック	69-5300
9	水	阿仁病院	82-2351
10	木	うえだクリニック	60-1055
11	金	北秋中央病院	62-1455
12	土	石川耳鼻咽喉科医院	62-1400
13	日	児玉内科クリニック	69-7311
14	月	奈良医院	62-1146
15	火	公立米内沢総合病院	72-4501

関口龍志ちゃん (隆広長男) 神成
小笠原優羽ちゃん (静香長女) 松ヶ丘
小塚凜ちゃん (公人四女) 堂ヶ岱
安井昊和ちゃん (公健長男) 材木町
金谷愛ちゃん (哲司長女) 愛宕下



お誕生おめでとう
うざいます

慶弔日より
6月1日~15日届出分



小川林 文みひと
里さとみさん 上小阿仁村
荒川 阿仁水無



お二人の前途を
祝福します

吉原清治さん (91歳) 住吉町	武藤吉郎さん (95歳) 松葉町	山田三郎さん (58歳) あけぼの町	津谷徳三郎さん (66歳) 相善町	三澤拓而さん (76歳) 田中	岩谷伊一郎さん (85歳) 栄摩当	佐藤麗子さん (76歳) 根木屋敷	島山チヨノさん (82歳) 七目市大畑
後藤長太郎さん (81歳) 下杉	小林常藏さん (85歳) 新田目	成田キコさん (89歳) 大内沢	平川リツさん (79歳) 李岱	島山市太郎さん (78歳) 木戸石	小林ツヤさん (82歳) 道城	松浦キ又さん (71歳) 巻	

おくやみ申し上げます

森吉山ダム公開セミナー
~参加者募集~

現在建設中の森吉山ダムについてわかりやすく理解
していただくため公開セミナーを開催します。

開催日時	内 容
7月25日(金) 10:00~	森吉山ダムの事業概要 現場見学(ダムサイト他)
9月19日(金) 10:00~	森吉山ダム周辺の自然 (講義と自然観察)
11月14日(金) 10:00~	森吉山ダムのしくみ 現場見学(取水設備、管理庁舎他)

受講料 無料 募集定員 20人(先着順)
応募方法 ハガキまたはFAXにて、下記の事項を記
入のうえ申込みください
①氏名②年齢③性別④住所⑤電話番号
申込締切 7月10日(木) ※消印有効
応募先 ハガキ 〒018-4394
北秋田市米内沢字東川向5
森吉山ダム工事事務所 公開セミナー担当
FAX ☎72-3057
◎問合せ 森吉山ダム工事事務所 ☎72-5435

阿仁の Gondola で行く
森吉山紀行

今年も、阿仁の Gondola で行く「森吉山紀行」
が実施されています。7月は美しい高山植物の最
盛期。花盛りの森吉山を一度訪れてみませんか。
■ Gondola 運航期間 7月27日(日)まで
■ 運航時間 9:00~16:00
(上り最終15:00、下り最終乗車16:00)
※天候により時間の変更、運転休止があります
■ 往復料金 大人1800円 小学生800円
(市民割引 大人1500円 小学生700円)
■ 問合せ 阿仁スキー場 ☎82-3311

100万本が咲き乱れる
阿仁の花しょうぶ祭り

■ 期 間 7月4日(金)~13(日)
■ 時 間 9:00~18:00
※土曜日は9:00~21:00
■ 入園料 高校生以上210円 小中学生50円
※土日はイベント盛り沢山!
■ 問合せ 観光案内所四季美館 ☎75-3355

年度間の所得変動による住民税の還付申告

所得税から住民税への税源委譲に伴う経過措置として創設された還付制度のお知らせです。

下記に該当する方は、平成19年度の住民税が税源委譲前の税率を適用した額まで減額され、納付済みの住
民税の還付を受けることができます。期間内に申告をしないと減額措置が受けられませんので、忘れずに申告
してください。

◆対象者 次の①及び②のいずれにも該当する方です。大まかにいうと平成18年分の所得税がかかり、平
成19年分の所得税がかからない方です。

①19年度住民税課税所得金額(申告分離分除く) > 所得税と住民税の人的控除差合計額

②20年度住民税課税所得金額(申告分離分含む) ≤ 所得税と住民税の人的控除差合計額

※一般的には19年度住民税で税負担が増加した分は19年分所得税で減額されますが、所得
の減少等により所得税がかからなくなった場合、所得税での減額調整ができなくなってしまう
ための今回限りの経過措置です。

◆申告期間 平成20年7月1日~7月31日

◆申告書 19年1月1日以前から引き続き北秋田市に居住し「対象者」
に該当する方には、6月下旬に「平成19年度分市・県民税減額
申告書」を個別送付しています。

◆提出先・問合せ 税務課 ☎62-1116 または各支所企画総務課
※最近転入された方は、19年1月1日現在住んでいた市町村へ

税務相談

